



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 日 立 マ ク セ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 勝 田 善 春
(コード番号：6810 東証第一部)
問 合 せ 先 ブ ラ ン ド 戦 略 統 括 本 部
コーポレートコミュニケーション部
(TEL. 03-5715-7061)

**会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結
ならびに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 3 月 17 日付「会社分割による持株会社体制への移行に関する検討開始及び分割準備会社設立に関するお知らせ」により、持株会社体制へ移行するための検討に入る旨をお知らせしておりますが、本日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日（予定）として、会社分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により分割準備会社として設立した当社の 100%子会社であるマクセル株式会社との間で吸収分割契約を締結することを決議しました。併せて、持株会社体制への移行に伴う商号、事業目的及び本店所在地の変更に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を決議しましたので、お知らせします。

なお、本吸収分割及び本定款変更は、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会で所定の決議が得られること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件に実施します。

なお、本吸収分割は、当社の 100%子会社との間で行う吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社は、平成 29 年 3 月 17 日付「会社分割による持株会社体制への移行に関する検討開始及び分割準備会社設立に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営に特化し、事業会社には事業執行上の権限移譲を進めることで、グループ経営力の強化と事業運営の自立性向上による事業執行のスピードアップを図ることを目的とします。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

平成 29 年 4 月 27 日	本吸収分割承認取締役会決議（当社、マクセル株式会社）
平成 29 年 4 月 27 日	吸収分割契約締結
平成 29 年 4 月 27 日	吸収分割契約承認臨時株主総会（マクセル株式会社）
平成 29 年 6 月 27 日（予定）	吸収分割契約承認定時株主総会（当社）
平成 29 年 10 月 1 日（予定）	持株会社体制への移行（本吸収分割の効力発生日）

(2) 本吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の 100%子会社であるマクセル株式会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割により行います。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、マクセル株式会社は普通株式 49,900 株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付します。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割において、承継会社であるマクセル株式会社が承継する権利義務は、当社との間で締結した平成 29 年 4 月 27 日付吸収分割契約に別段の定めのあるものを除き、本吸収分割の効力発生日の前日の終了時点において分割の対象となる事業（当社のグループ経営統括部門及び不動産管理部門を除く全ての事業）に係る資産、負債、契約上の地位及びこれに付随する権利義務、その他の権利義務であります。

なお、マクセル株式会社へ承継させる債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものとします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割後の当社及びマクセル株式会社は、共に資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されていないことから、債務履行の見込みに問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	分割準備 (承継) 会社 (平成 29 年 4 月 25 日設立現在)
(1) 名称	日立マクセル株式会社 (注 1)	マクセル株式会社
(2) 所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目 1 番 88 号	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 勝田 善春	代表取締役 勝田 善春
(4) 事業内容	エネルギー、産業用部材料及び電器・コンシューマー製品の製造・販売	本吸収分割前は事業を開始しておりません。
(5) 資本金	12,203 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	昭和 35 年 9 月 3 日	平成 29 年 4 月 25 日
(7) 発行済株式数	53,341,500 株	100 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主及び持株比率	株式会社日立製作所 14.62%	日立マクセル株式会社 100%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 11.53%	
	MSIP CLIENT SECURITIES 4.83%	
	日亜化学工業株式会社 3.75%	
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL 3.22%	
(10) 当事会社間の関係等		
資本関係	当社 100%出資の子会社であります。	
人的関係	当社より取締役を 1 名派遣しております。	
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	
(11) 直前事業年度の経営成績及び財政状態		
純資産	118,140 百万円 (連結)	10 百万円 (注 2)
総資産	159,464 百万円 (連結)	10 百万円 (注 2)
1 株当たり純資産 (円)	2,203.19 円 (連結)	100,000.00 円
売上高	135,116 百万円 (連結)	—
営業利益	7,567 百万円 (連結)	—
経常利益	7,387 百万円 (連結)	—
親会社株主に帰属する当期純利益	5,724 百万円 (連結)	—
1 株当たり当期純利益 (円)	108.32 円 (連結)	—

- (注) 1. 分割会社は、平成 29 年 10 月 1 日付で、「マクセルホールディングス株式会社」に商号変更予定です。
2. 承継会社は、平成 29 年 4 月 25 日に設立されており、確定した直前事業年度が存在しないため、その設立日における純資産及び総資産の金額を記載しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

グループ経営統括部門及び不動産管理部門を除く全ての事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 29 年 3 月期実績）

	分割する事業部門の経営実績(a)	分割会社の実績(b)	比率 (a/b)
売上高	99,961 百万円	100,540 百万円	99.4%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格（平成 29 年 3 月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	35,768 百万円	流動負債	21,915 百万円
固定資産	41,028 百万円	固定負債	3,442 百万円
合計	76,796 百万円	合計	25,357 百万円

(注) 上記の資産、負債の項目及び帳簿価格は、平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した金額となります。

5. 分割後の状況

	分割会社	分割準備（承継）会社
(1) 名称	マクセルホールディングス株式会社 (平成 29 年 10 月 1 日付で「日立マクセル株式会社」より商号変更予定)	マクセル株式会社
(2) 所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 勝田 善春	取締役社長 勝田 善春
(4) 事業内容	グループ戦略立案及び事業会社の統括管理等	エネルギー、産業用部材料及び電器・コンシューマー製品の製造・販売
(5) 資本金	12,203 百万円	5,000 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本吸収分割において、承継会社は当社の 100%子会社であるため、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

7. 商号変更及び定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「マクセルホールディングス株式会社」に変更するとともに、当社の事業目的を別紙のとおりに変更し、また、電池製品の製造拠点の最適化及び研究開発拠点の効率化のため、本店所在地を変更するほか、所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、当社の定時株主総会において本吸収分割に係る議案が承認可決されること及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）に効力が生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>日立マクセル株式会社</u>と称し、<u>Hitachi Maxell, Ltd.</u>と英訳する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電池に関する事業 2. 記録機器及び記録メディアに関する事業 3. コンピュータ周辺機器、オーディオ・ビジュアル機器及びそのアクセサリ等関連製品に関する事業 4. 電気器具及び電子応用機械器具に関する事業 5. 機能性部材料、精密加工・成型品並びに金型に関する事業 6. 光学部品並びに光学機器に関する事業 7. 医療用具、健康器具及び理美容品に関する事業 8. 前各号に関連するプラント及びその技術に関する事業 9. 倉庫業、不動産の賃貸業並びに建物及び建物設備の保守、清掃、警備等の総合管理に関する事業 10. デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信に関する事業 11. その他前各号に付帯関連する一切の事業 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>大阪府茨木市</u>に置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>マクセルホールディングス株式会社</u>と称し、<u>Maxell Holdings, Ltd.</u>と英訳する。</p> <p>第2条 (目的) <u>1. 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電池に関する事業 (2) 記録機器及び記録メディアに関する事業 (3) コンピュータ周辺機器、オーディオ・ビジュアル機器及びそのアクセサリ等関連製品に関する事業 (4) 電気器具及び電子応用機械器具に関する事業 (5) 機能性部材料、精密加工・成型品並びに金型に関する事業 (6) 光学部品並びに光学機器に関する事業 (7) 医療用具、健康器具及び理美容品に関する事業 (8) 前各号に関連するプラント及びその技術に関する事業 (9) 倉庫業、不動産の賃貸業並びに建物及び建物設備の保守、清掃、警備等の総合管理に関する事業 (10) デジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信に関する事業 (11) その他前各号に付帯関連する一切の事業 <p><u>2. 当社は、前項各号及びこれに付帯関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>京都府乙訓郡大山崎町</u>に置く。</p>